

「経済成長と財政健全化に関する研究報告書」
中間的な整理（概要）

平成 23 年 8 月 23 日

（税収弾性値）

- 税収弾性値については、2000 年代以降の平均では 4 程度といった指摘はあるが、分母である成長率がゼロに近いこと、数値が大きくなりやすいことや、種々の税制改正が行われたこと等を考慮すると、信頼できる推計値ではない。
- 税収伸び率と名目経済成長率の双方が安定していた 1980 年代まで両者から求めた弾性値は 1.3 前後であったが、その後の税制改正や弾性値が 1 程度である消費税のウェイトの増加等を考慮すると、現在の弾性値はそれより低い可能性が高いと考えられる。
- このため、高い税収弾性値を前提に大きな自然増収を期待することは適当ではないと考えられる。

（インフレによる財政の健全化）

- 物価上昇は税収だけでなく歳出も増加させる。現時点において歳出が税収等を大きく上回る等から、物価上昇によって財政収支が改善するとは限らない。
- モデルによる分析でも確認できるように、民間需要の増加による実質成長を伴わない単なる物価上昇による成長では、財政は健全化しない。

（インフレと高い税収弾性値によって財政健全化を図る政策スタンスについて）

- インフレと高い税収弾性値によって税収が増加するとして、その負担の増加分を具体的に誰がどのように負うことになるのか、現時点においては不明である。民主的な課税の決定という観点から、負担の具体像が明確でない税収に期待するのではなく、現時点において国民が予見し得る形で税負担を法律に明確に規定し、財政を健全化することが重要と考えられる。

（注）本報告書は、与謝野大臣の指示を受け、有識者にご意見を求め、頂いたご意見を基に、岩田一政氏（日本経済研究センター）が中心となっており、とりまとめを行い、内閣府が整理を行うものである。